

下 関 市 景 観 計 画

平成 2 2 年 8 月

下 関 市

目 次

序章 はじめに	1
1. 景観計画策定の背景と目的	1
2. 景観計画及び景観条例の位置づけ	2
3. 本市における都市計画の適用状況	3
第1章 下関市の景観特性	6
1. 景観特性	6
2. 景観の構造（景域と軸）	9
第2章 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）	16
第3章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）	19
1. 全体方針	19
2. ゾーン区分とゾーン別の景観形成の方針	21
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 （景観法第8条第2項第3号）	25
1. 届出対象行為	25
2. 景観形成基準（良好な景観の形成のための行為の制限）	26
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号）	41
1. 基本的な考え方	41
2. 景観重要建造物の指定の方針	41
3. 景観重要樹木の指定の方針	41
第6章 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項 （景観法第8条第2項第5号）	42
1. 基本的な考え方	42
2. 関門景観形成地域における屋外広告物に関する事項	42
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号）	44
1. 基本的な考え方	44
2. 対象となる公共施設（候補）	44
第8章 実現化に向けた仕組み～パートナーシップによる景観まちづくりの推進～	46
1. 基本的な考え方	46
2. 主体別の役割	46
3. 景観まちづくりの推進体制	47